特定非営利活動法人 たけのこ会 定款

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たけのこ会という。

（事業所）

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市津高1444番地の164に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、断酒者及び酒飲者に対して、断酒の続行及び断酒に関する事業を行い、もって国民の健康な生活を維持、増進し、社会に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、保健、医療又は福祉の増進を図る特定非営利活動を行う。

（事 業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）アルコール及びアルコール依存症に関する研修会及び研究会

（2）体力づくりとレクリエーション活動

（3）その他、本目的を達成するに附帯する活動

第3章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

（1）正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人

（2）賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（1）正 会 員 正会員はアルコール精神病の緩解期以後の者、飲酒者及びその家族、医師、看護師、学識経験者等をもってする。

（2）賛助会員 本法人の目的に賛同し援助できる個人又は団体

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（年会費）

第８条　会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）脱会届けの提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（脱　会）

第10条　会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款等に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　１０人以上１５人以内

（２）監事　１人又は２人

2　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

（職　員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総　会

（種　別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構　成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散

（３）合併
（４）事業計画及び収支予算並びにその変更
（５）事業報告及び収支決算
（６）役員の選任及び解任、職務及び報酬
（７）入会金及び会費の額
（８）借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）重要な財産の取得処分その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）事務局の組織
（10）その他運営に関する重要事項

（開　催）
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招　集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに、正会員に通知しなければならない。

（議　長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第29条　各正会員は、１個の議決権を有する。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員の総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構　成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）事務局の運営

（４）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議　決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決については、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名し押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、岡山県に譲渡するものとする。

（合　併）

第53条　この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章　雑　則

（顧問・相談役）

第55条　本会に、理事会の承認を得て、顧問及び相談役を理事長が委嘱することができる。その任期は第16条に準ずる。

（細　則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	北　殿　哲　詳
副理事長	草　井　一　徳
副理事長	塚　田　輝　雄
理事	勝　又　一　雄
監事	加　納　忠　吉

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画書及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成１２年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）正会員　　月　　２００円

（２）賛助会員　月　　１００円

本書は原本に相違ありません。

平成18年8月12日

岡山市津高1444番地の104

特定非営利活動法人たけのこ会

理事　北殿哲詳



特定非営利活動法人 たけのこ会 臨時総会議事録

1．日　　時　　平成１８年８月１２日（土） 午後6時３０分より
1．場　　所　　岡山市大元上町10-31 大元公民館２階 会議室
1．出席者数　　８０名　　正会員総数 ○名

1．議長選出の経緯

定刻に至り 司会者 開会を宣し、本日の臨時総会が定足数を満たしたので、有効に成立せる旨を告げ、議長の選出を諮ったところ、満場一致をもって北殿哲詳が議長に選任され、同氏議長席に着き議案の審議に入る。

1．記事の経過．要領及び議案別の決議の結果

第１号議案　定款変更承認の件（その１）

議長は本会入会の正会員資格の中で、看護婦と表記あるを、看護師と表記したい旨の説明をし、これを議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

第２号議案　定款変更承認の件（その２）

議長は本会会員の資格喪失について、正会員である団体と表記あるを、賛助会員である団体と表記したい旨、継続して３年以上会費を滞納とあるを、継続して１年以上会費を滞納としたい旨の説明をし、これを議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

第３号議案　定款変更承認の件（その３）

議長は本会法人の役員定数について、理事は３人以上５人以下、監事は１人とあるを、理事は１０人以上１５人以内、監事は１人又は２人としたい旨の説明をし、これを議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

第４号議案　定款変更承認の件（その４）

議長は本会設立時の定款の記載に誤字脱字が散見されるのとを説明、定款新旧対照表により訂正箇所を説明し、これを議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

第５号議案　理事全員任期満了につき改選及び増員の件

議長は理事、監事全員が平成１３年８月２４日に任期満了し、資格喪失したので、本総会においてこれを改選し、同時に役員の増員をしたい旨を述べ、その選任方法を議場に諮ったところ、議長指名の選考委員による指名推選の方法で行うことに全員一致賛成決定した。よって議長は選考委員に塚田輝雄、勝又一雄の２名を指名し一旦休憩した。、

選考委員は別室にて協議の結果、選考を終えたので議長再開を宣し、選考委員の指名推選した役員の氏名を次のとおり発表した。

理事　北殿哲詳	理事　塚田輝雄	理事　勝又一雄
理事　一色正秋	理事　一色美紀子	理事　小橋潤一
理事　藤井紀男	理事　岡田博	理事　宮尾誠
理事　光嶋修一	理事　北殿良子	
監事　小橋尚幸	監事　村上啓輔	

議長改めて、上記を役員としてよいか議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

なお、上記当選者は、それぞれ就任を承諾した。

第６号議案　会費額の変更承認の件

議長は本会会費が正会員月額２００円、賛助会員月額１００円のところを、正会員は月額５００円、賛助会員は随意としたい旨の説明をし、これを議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

以上をもって、本日の議案の全部が終了したので午後７時１０分議長は閉会を宣し解散した。

上記の議事の要領及び結果を明確にするため、出席理事はここに記名捺印する。

平成１８年8月１２日

特定非営利活動法人 たけのこ会 臨時総会において

議長理事　北　殿　哲　詳

出席理事　塚　田　輝　雄

同　勝　又　一　雄

同　一　色　正　秋

同　一　色　美紀子

同　小　橋　潤　一

同　藤　井　紀　男

同　岡　田　博

同　宮　尾　誠

同　光　嶋　修　一

同　北　殿　良　子

本書は原本に相違ありません。

平成18年8月12日

岡山市津高1444番地の104

特定非営利活動法人たけのこ会

理事　北 殿 哲 詳

岡山県指令県第１１１８号

特定非営利活動法人たけのこ会

平成１８年９月８日付けで申請の特定非営利活動法人たけのこ会の定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２５条第５項の規定により認証します。

平成１８年１１月１５日

岡山県知事　石　井　　正

本書は原本に相違ありません。
平成18年11月17日
岡山市津高1444番地の104
特定非営利活動法人たけのこ会
理事　北 殿 哲 詳

委　任　状

住　所　　岡山市津高１４４４番地１６４

氏　名　　塚　田　輝　雄

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任する。

１．当法人の役員変更に係る登記の申請をする一切の件

平成１８年８月１２日

（本 店）岡山市津高１４４４番地１６４

（商 号）特定非営利活動法人たけのこ会

理　事　　北　殿　哲　詳